

健臓発0625第2号
平成22年6月25日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長



(印影印刷)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）に
おける虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項
について

今般、平成22年6月25日付け健発0625第2号厚生労働省健康局長通知にて「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部が改正されたところですが、改正後のガイドラインの第5（虐待を受けた児童への対応等に関する事項）に係る留意事項は、下記のとおりです。

つきましては、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、下記4の内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室と協議済みであることを申し添えます。

記

1. ガイドライン第5の1（2）に規定する「児童虐待の対応に関するマニュアル」（以下「虐待対応マニュアル」という。）とは、臓器提供施設において、臓器提供に関係するか否かに関わらず、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがあると判断した際の対応について、手順等を示すものであること。
2. 児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、以下に例示するような関係学会、行政機関等において

作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアル中に、参照した指針等を明記すること。

- ・「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」

（平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」）

- ・「子ども虐待診療手引き」（日本小児科学会）

3. ガイドライン第5の3（3）に規定する「捜査機関との連携」については、関係省庁とも協議の上で、別途通知（「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」（平成9年10月8日付け健医疾発第20号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知））が発出されているところであり、当該通知の記の第2の4を参照すること。

4. 臓器提供施設は、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかの確認を的確に行うことができるよう、日頃から児童相談所等地域の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止に資するための研修に積極的に参加すること等により、児童虐待への対応に当たる職員の資質の向上に努めること。